

劇場等演出空間の運用及び 安全に関するガイドライン

—彩の国さいたま芸術劇場 2013年版—

～公演に携わるすべての人々に～

彩の国さいたま芸術劇場

はじめに

2006年に公演制作現場での事故が続いたことを憂い、公演制作を担う関係者が立場を超えて集い、劇場等演出空間運用基準協議会（以下、基準協という）が創設されました。基準協は、劇場、屋内外の仮設舞台など、劇場等演出空間での創造性あふれる自由な表現活動の更なる発展に資するため、劇場等演出空間での安全確保を図る運用基準の作成と普及を目的としています。

彩の国さいたま芸術劇場では、基準協がまとめた『劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン ver.2/2012』を基に、公演制作における安全確保を図っていくための第一歩として、当劇場において実演芸術にかかわる人々の制作作業における共通認識としての「ガイドライン」をまとめました。

すべての劇場等演出空間を対象にした基準協のガイドラインから、当劇場の設備、公演形態を考慮して編集したものです。

なお、[基準協ガイドライン]は、PDF ファイルで以下の URL からダウンロード可能です。

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会〔芸団協〕ホームページ

URL : <http://www.geidankyo.or.jp/kijunkyo/>

目次

1. 目的及び適用範囲 4

- (1) 目的 4
- (2) 適用範囲 4

2. 劇場等演出空間における安全衛生管理体制 4

- (1) 安全衛生管理体制の整備 4
 - 1) 安全衛生管理体制の整備4
 - 図：公演制作の舞台作業における安全衛生管理体制の基本5
 - 2) 安全衛生連絡協議会の設置等6
 - 3) 安全衛生活動の実施6
 - 4) 危機管理体制の整備7
- (2) 劇場等演出空間における運用組織の役割と責任 7
 - 1) 公演制作における職能と役割7
 - 図表：公演制作における職能と組織9

3. 劇場等演出空間における職能と安全衛生管理 13

- (1) 公演制作過程における役割と責任 13
 - 図表：公演制作過程における役割と責任14
- (2) 公演制作過程 15
 - 1) 企画：稽古場に入るまでの期間15
 - 2) 稽古場での稽古：稽古場～劇場入りまでの期間16
 - 3) 公演準備16
 - 1) 全体での確認作業16
 - 2) 作成する書類関係17
 - 3) 制作者と劇場技術管理者との打ち合わせ17
 - 4) 搬入・仕込み：劇場入り～出演者が入るまで18
 - 1) 搬入：大道具や機材などを搬入する22
 - 2) 舞台機構・大道具仕込み22
 - 3) 照明仕込み：照明機材を照明ブリッジなどに吊り込みなどを行う24
 - 4) 音響仕込み25
 - 5) 映像仕込み25
 - 6) タップ合わせ26
 - 7) 各場飾り27
 - 8) 照明フォーカス27
 - 9) 明かり合わせ（プログラム）27

-10) 映像調整	27
-11) 音出しチェックと調整	28
-12) 転換稽古	29
-13) 整理整頓及び搬出作業	29
5) 舞台での稽古：出演者入り～初日まで	29
-1) 出演者が舞台上がる前の安全確認として	29
-2) 出演者へのオリエンテーションとして	29
6) 公演：初日～公演終了まで	31
-1) プリセット	31
-2) 上演	31
-3) 終演後の退館	31
7) 撤去・搬出：公演終了～劇場退館まで	32
-1) バラシ打ち合わせ	32
-2) バラシ	33
-3) 搬出	34
-4) 原状復帰と退館	35
-5) 廃棄処理	35
-6) 保管	35
-7) メンテナンス	35
(3) 危機発生時の緊急措置	36
地震災害対応フロー例	37

劇場等演出空間の運用及び安全に関するガイドライン

—彩の国さいたま芸術劇場 2013 年版—

1. 目的及び適用範囲

(1) 目的

劇場・音楽堂及び屋内外の仮設舞台などの劇場等演出空間^(注1)（以下、劇場等演出空間という）での公演制作においては、豊かな創造性あふれる自由な表現活動が求められる。しかし、その実現のためには安全な公演制作環境の整備、事故の防止、危機管理など安全衛生対策の充実が必須である。そのため、このガイドラインは、公演制作における安全衛生管理体制、作業と管理に関する運用基準を定め、公演制作の円滑な運用と安全確保を図り、もって実演芸術の発展に寄与することを目的としている。

(2) 適用範囲

このガイドラインが対象とする範囲は、彩の国さいたま芸術劇場における演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の公演制作（搬入、仕込み、稽古、上演、撤去、搬出を含む）に関わる活動とする。

2. 劇場等演出空間における安全衛生管理体制

劇場等演出空間での公演制作における安全確保と円滑な作業遂行のため、公演制作に関わるすべての事業者は労働安全衛生関係法令の遵守に加えて、次の労働災害防止対策を講じることが必要である。豊かな創造性あふれる自由な表現活動を進めるには、参加する事業者全員が各部門の役割を十分認識した上で、分担し、連携し、それぞれの責任と義務を果たしていくことが重要である。

(1) 安全衛生管理体制の整備

1) 安全衛生管理体制の整備

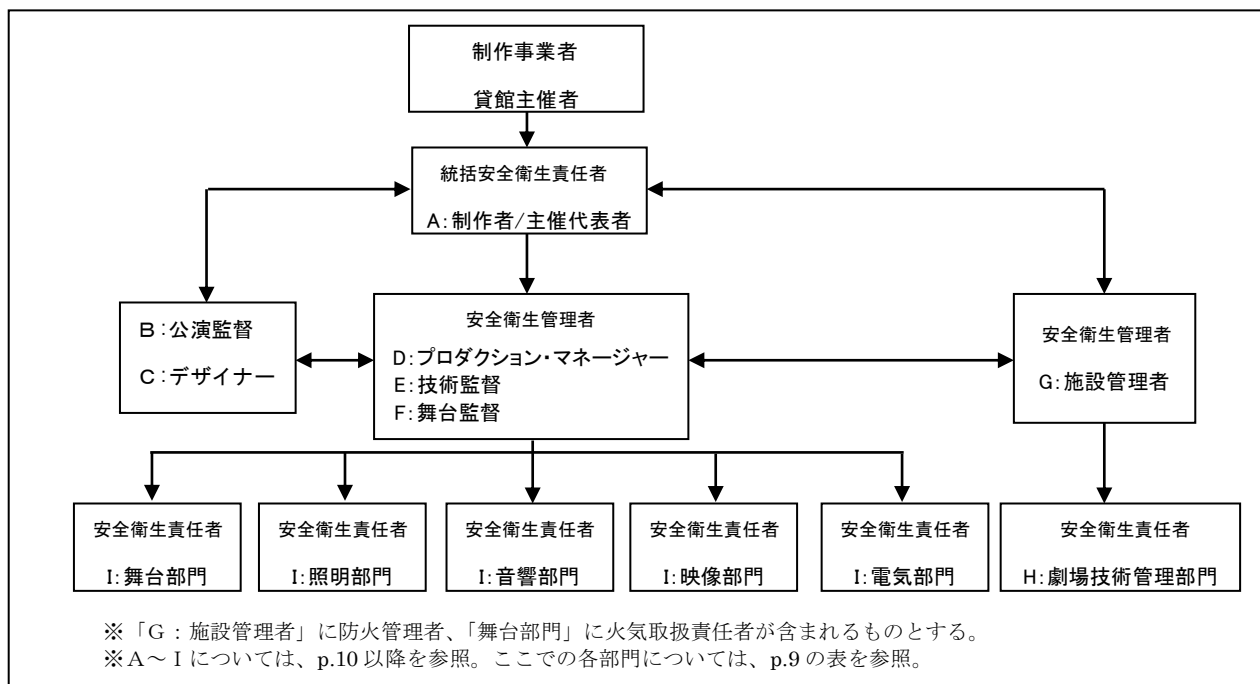
劇場演出空間での公演制作は、実演芸術分野、公演規模など公演制作ごとに多様であるが、複数の事業者^(注2)が混在した状態で作業が行われることが通常である。公演に関わる制作事業者、その他の舞台、照明、音響などを分担する事業者等すべての事業者は労働安全衛生関係法令の定めるところに加え、このガイドラインに基づき次の安全衛生管理者等を選任し、安全衛生管理体制を整備すること。制作事業者／貸館主催者^(注3)は、整備した安全衛生管理体制をすべての事業者に周知すること。

^(注1) 『劇場等演出空間電気設備指針』、『演出空間仮設電気設備指針』でいう「劇場等演出空間」はこのガイドラインの「施設」に相当する。また仮設を含めた公演に係るすべての空間と定義する「演出空間」は、このガイドラインの「劇場等演出空間」に相当する。（詳細では若干の相違がある。）

^(注2) ここでは主催者、制作事業者、舞台、照明、音響、映像、劇場などの企画から制作作業を行うもの全てを含めている。労働安全衛生法第2条では、「事業を行う者で、労働者を使用する者をいう」と定義されている。事業者は、その事業における経営主体であるため、個人企業であれば事業主個人であり、会社その他の法人の場合は法人そのものである。

^(注3) 公演の企画から制作まで自らその一部または全部を行う事業者（複数存在する場合は企画を行っている事業者）、制作作業を自ら行わず複数の事業者に委託している事業者、または公演制作の仕事の全てを主催者から直接請け負っている事業者を制作事業者という。

図：公演制作の舞台作業における安全衛生管理体制の基本^(注4)



① 統括安全衛生責任者の選任

制作事業者／貸館主催者は、公演制作現場における制作作業を統括管理する者（プロデューサー等）を「統括安全衛生責任者」として選任し、安全衛生管理者を指揮させるとともに、安全衛生に務め、次の事項を統括管理させること。（図参照）

- a：制作作業における危険、及び健康障害防止措置の実施
- b：部門間の連絡及び調整と安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
- c：公演制作現場の巡視
- d：事業者が行う安全衛生教育の指導及び援助
- e：危機管理対策の策定
- f：その他労働災害防止に必要な事項

② 安全衛生管理者の選任

制作事業者／貸館主催者は、制作作業を指揮監督する者（プロダクション・マネージャー、ディレクター、技術監督、舞台監督等）を「安全衛生管理者」として選任し、劇場等演出空間の施設管理者（仮設の場合は仮設舞台安全衛生管理者。以下同じ）の協力を得て、統括安全衛生責任者の指揮のもと前項に示された事項の実施についての管理を行わせること。

③ 安全衛生責任者の選任

実演、舞台、照明、音響、映像、電気、劇場技術管理など各部門の事業者は、各部門ごとに現場作業の責

^(注4) ここでは安全衛生管理体制の整備の基本形を図示したが、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の分野、大劇場から小劇場といった施設の規模、公演制作の方法によって様々なバリエーションが存在する。安全衛生管理の体制を構築するための各部門の分担を明示するものであり、事故が起きた場合の補償責任体系を示したものではない。

任者を「安全衛生責任者」として選任し、次の事項を行わせること。

- a：制作作業における当該部門に係る危険防止措置の実施
- b：安全衛生連絡協議会等への参加
- c：安全衛生連絡協議会等における連絡調整事項の周知徹底
- d：その他当該部門における労働災害防止に必要な事項

また、施設管理者は、安全衛生管理者となり、施設内に安全衛生責任者、防火管理者を選任し制作事業者と連携して上記の各事項が行われるように管理監督指導すること。

2) 安全衛生連絡協議会の設置等

制作事業者／貸館主催者と施設管理者は、統括安全衛生責任者、安全衛生管理者、各部門の安全衛生責任者、及び必要に応じ施設管理者、劇場技術管理部門の安全衛生責任者からなる安全衛生連絡協議会を、公演制作の計画段階、制作着手前、制作の作業の各段階その他必要な時期に開催し、次の事項を連絡協議させること。ここでの安全衛生連絡協議会とは、スタッフ会議や施設側との全体連絡会議などに相当する。

- ・全ジャンルの責任者が集まり、スケジュールの確認、作業の手順及び危険箇所の共通認識を行う。

① 企画段階において本協議会で協議する事項

- a：制作計画の概要とスケジュール
- b：各事業者の業務の概要
- c：混在作業の概要
- d：危険予知とその対策
- e：劇場等演出空間の概要と安全上配慮すべき事項
- f：その他労働災害防止に必要な事項

② その他の段階において本協議会で協議する事項

- a：安全衛生管理に関する事項
- b：危険防止及び災害防止に係る事項
- c：その他必要な事項

③ 必要に応じ、本協議会に施設管理者または劇場技術管理部門の安全衛生責任者の出席を求め、制作作業を行う上での留意事項、使用する設備等情報、危険防止及び災害防止対策を協議すること。

- a：舞台機構、設備、備品等の仕様の他、重要事項
- b：危険防止及び災害防止に係る事項
- c：その他必要な事項

④ 上記の協議の記録を作成し、保存すること。

3) 安全衛生活動の実施

① 作業開始前打ち合わせの実施

事業者は、毎日の作業開始前に、自己の作業現場において従事する作業者と作業内容、作業中に予測される危険とその対策について打ち合わせを行うこと。また、必要に応じて統括安全衛生責任者、安全衛生管理

者、各部門の安全衛生責任者、その他必要な者の中で当日の作業の安全に関する打ち合わせ、調整を行うこと。

② 設備等の点検

事業者は、自己の制作作業で使用する設備、機材について始業点検を行い、異常等がある場合は、補修、改善等の措置を講じること。なお、使用する設備、機材が施設所有である場合は、施設管理者に対し補修改善を要請し、それが終了するまでは使用しないこと。

③ 取扱要領の作成

事業者は、制作作業で使用する設備、機材のうち危険が生じる恐れのあるもの、並びに作業で取り扱う危険物及び有害物については、危険防止のための取扱要領書を作成し関係者に周知すること。

④ 整理整頓の励行

事業者は、自己の作業現場の整理、整頓、清掃及び清潔（4S活動）を励行すること。

⑤ その他の安全衛生活動の実施

a：事業者は自動車運転に従事する者に法の遵守の指導を行うとともに、運転者の疲労に配慮する等、交通労働災害の防止措置を講じること。

b：事業者は、フォークリフト、クレーン等の運転等政令で定める業務については、資格を有しない者を就業させないこと。

4) 危機管理体制の整備

制作事業者及び施設管理者は、公演制作の現場における自然災害、事故、騒動等による危機を想定し、以下によりその対応策を立案し、緊急時の公演停止、中止、その他の回避の対策、事態収束後の復旧対策等を指揮管理する体制を整備しなければならない。

①緊急連絡網の整備（所轄の警察署、消防署、保健所等を含むこと）

②自然災害、事故発生時の緊急措置

③危機管理マニュアルの作成

④マスコミへの対応

(2) 劇場等演出空間における運用組織の役割と責任

1) 公演制作における職能と役割

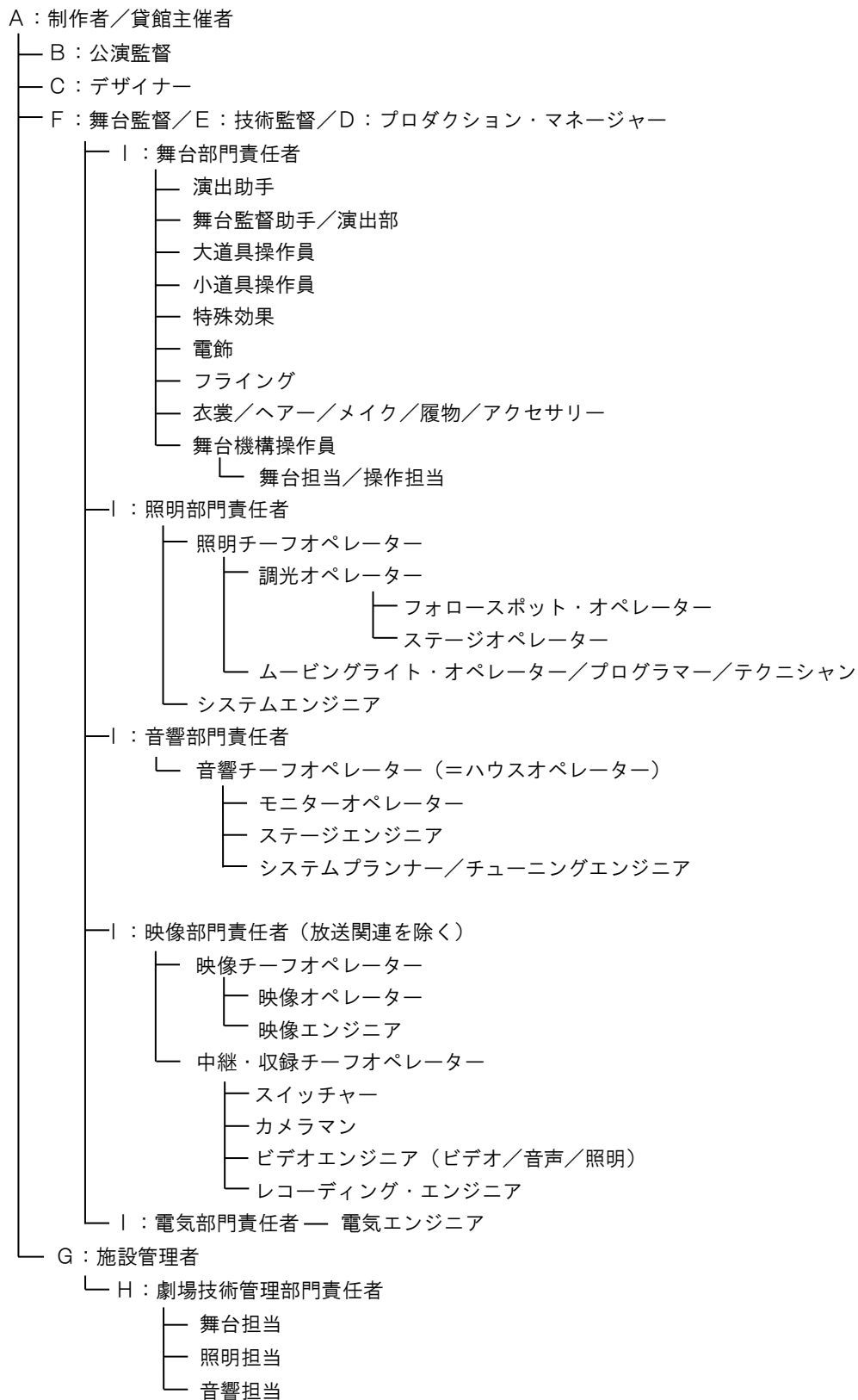
公演制作における安全体制づくりで、いちばん問題となるのは、限られた資源と時間の中で公演制作が行われるために、その役割と責任が必ずしも明確にされないままに始められることが多ことである。しかし、公演の成功と安全衛生の実現のためには、早い段階で公演制作過程における関係者の役割と責任を明確にすることが必要不可欠である。同時に、それらの役割にはそれに見合う権限が付与されるべきであり、公演制作現場に関与するすべての関係者がそのことを理解、協力し合って責任を持って実行できる体制を築くことである。

公演制作の実施体制や安全衛生管理体制は、その分野や公演規模により様々であるが、ここでは共通の理

解のために次頁のとおり整理した。

ただし、公演規模によって、複数の役割を一人の人間が兼ねる場合もあるし、反対に、一つの役割を分割する場合もある。大切なことは、上記のような役割を持った業務があり、それに伴って安全衛生を管理する人がいること、したがって、その責任も常に明確にされていることである。次頁に一般的な役割と業務内容及び責任の概要を示す。

図表：公演制作における職能と組織^(注5)



^(注5) Iの各部門、Hに安全衛生責任者をおくこと。

A：制作者／貸館主催者（プロデューサー、企画制作者、芸術監督等）

制作者／貸館主催者は、公演の企画を立案しコンセプトを決定する者である。したがって、公演制作における統括的な責任を持つ。制作者／貸館主催者は制作事業者の指名により、統括安全衛生責任者としての任を負い、公演全体の安全衛生管理体制を整備し、労働災害防止措置を実施する必要がある。

演出家、あるいは振付家、音楽監督その他、下記に列記する役割を負うにふさわしい人を選定し、彼らとともに公演制作過程における安全衛生に努める。具体的には、次の事項を統括管理する。

1. 制作作業における危険、及び健康障害防止措置の実施
2. 部門間の連絡及び調整と、安全衛生管理に配慮した適切なスケジュール作成
3. 事業者が行う安全衛生教育の指導及び援助
4. 危機管理対策の策定
5. その他労働災害防止に必要な事項

B：公演監督（演出家、振付家、ディレクター等）

公演監督の役割は、公演の芸術面での責任を担う。同時に、統括安全衛生責任者および安全衛生管理者と協力して、稽古と上演に関する安全衛生の確保に努めなければならない。また、安全衛生管理を委託された責任者は、自らの権限により、安全衛生管理に十分配慮されるよう、芸術面での何らかの変更について協議しなければならない。

特に、高所での演技、飛び降り、フライング、暗所での演技、戦闘や群舞など多数による演技や用具を使用する演技、爆発物等の危険物を取扱う場面など危険を伴う演技の演出を行う場合は、十分なりハール、専門家の指導、有資格者の配置など必要な安全対策を講じるなど、労働災害防止措置を実施すること。

C：デザイナー（舞台美術家、照明デザイナー、音響デザイナー、映像デザイナー、衣裳デザイナー、特殊効果等）

公演制作の安全衛生におけるデザイナーの役割は、演出家及びプロデューサーの意図に沿ったデザインを作成し、そのデザインをもとに各部門における効果を高める責任がある。統括安全衛生責任者及び安全衛生管理者と協力して、各部門（美術、照明、音響、映像、衣裳、特殊効果、他）に関する安全の確保に努めなければならない。このような場合も含め、デザインに関与する人々は、下記のことに留意しなければならない。

1. できるだけ早い段階で、そのデザインを明らかにする。
2. デザインの安全性をプロダクション・マネージャーとともに確認する。
3. そのデザインの安全確保が確認されない場合、プロダクション・マネージャーにより、デザイン変更も含めて安全衛生の確保について協議する。

D：プロダクション・マネージャー^(注6)（プロダクション・マネージャー、芸術監督、舞台監督等）

プロダクション・マネージャーの主な役割は、以下のとおりである。また、制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。

^(注6) わが国では往々にしてプロダクション・マネージャーを明記しないが、それは、他の役割にある人々主に演出家や舞台監督や演出助手などが代行しているのであって、プロダクション・マネージャーの役割自体がない訳ではない。

1. 公演企画段階で、公演監督や各デザイナーと公演の安全衛生計画を立てる。
2. 公演制作過程で生じるリスクを回避、または最小限にする。
3. 適性及び能力のある技術、制作スタッフを選定する。
4. 他の部門に適切な情報を与え、彼らの安全衛生管理責任を果たせるようにする。
5. 安全衛生管理に配慮した適切な制作スケジュールを立て、それを実行する。

E：技術監督（技術監督、舞台監督等）

技術監督の役割は、公演制作側の技術面における責任を担う。制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。安全衛生管理については、プロダクション・マネージャーと協力して、主に公演施設で起こる技術的なリスクの回避と最小化にある。デザインが明らかになった時点で、出演者を含む関係者と施設側に対するリスクアセスメントを行う。特に安全衛生管理が確保できないデザインやスケジュール等が明らかになった場合、その根拠と問題点を具体的に示し、自らの責任のもとにそれらの変更を要求する権限を持つ。

F：舞台監督（舞台監督、演出助手、CUE出し等）

舞台監督の役割は、公演制作過程に出演者が参加した時から始まる。稽古開始から公演終了までの間、出演者と関係する人々の安全衛生管理にあたる。稽古場はもとより、全体スケジュールを含めた施設におけるリハーサルの手順について演出助手とともにすべての関係者と協議し、危険のないように組み立てる。制作事業者の指名により、安全衛生管理者としての任を負う。

なお、広義の意味での舞台監督は、前述したプロダクション・マネージャー、技術監督を兼ねた役割を担っているが、ここでは、それらの役割を取り除いた部分での役割をいう。公演制作の規模により、舞台監督の役割は変わるが、その役割自体がなくなるわけではない。

G：施設管理者

施設管理者の役割は、作品が公演される施設において、関係者全員の安全衛生を確保することである。関係者とは、出演者、スタッフに加え観客も含まれる。

1. 施設管理者は、施設安全衛生管理者及び安全衛生責任者を選任し、制作者に周知する。
2. 施設内の機構、照明、音響などの設備が安全に使用できるように整え、適切な保守点検を実施する。
3. 施設、備品の重要事項について、劇場技術管理者とともに制作者に事前に説明する。
4. 事前に制作者、舞台監督および技術監督等とリスクアセスメントを行う。
5. ヘルメット、安全帯等の安全装備、飲料水、医薬品、AEDなどの緊急救命装置等を装備する。
6. 地震、火災や自然災害における避難計画や連絡体系などを作成し、周知・訓練を行う。

H：劇場技術管理部門責任者

劇場技術管理者の役割は、その施設における機構、照明、音響の設備に精通し、公演制作現場においては、安全な作業を的確に遂行または助言を行うことである。いわば、劇場側の技術監督でもあるので、公演制作側の技術監督等との連絡、協議は欠かせない。

1. 施設の危険箇所を把握し、公演制作現場に周知する。

2. 必要に応じてヘルメット、安全帯等の安全装備を着用させる。
3. 施設における舞台設備を理解し、的確に運用する。
4. 事前にプロダクション・マネージャー、舞台監督、技術監督などとリスクアセスメントを行う。
5. 地震、火災時の対策や裸火の使用、危険物品の持ち込み等への対応、消防関係の禁止行為解除申請が円滑に行われるように、必要に応じて制作者とともに所轄の消防署等との打ち合わせを行う。

3. 劇場等演出空間における職能と安全衛生管理

(1) 公演制作過程における責任と役割

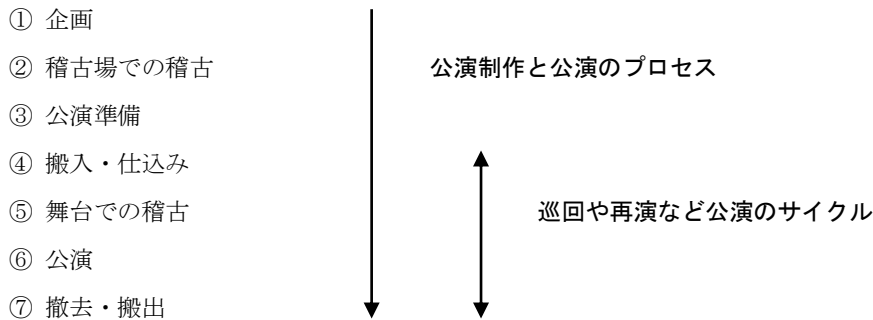
実演芸術の公演は、主催者や制作者が企画を発意し、脚本家、作曲家への作品委嘱といった構想から始まる。そして演出家をはじめ、装置、衣裳などの舞台美術のデザイナー、照明デザイナー、音響デザイナー、映像デザイナーら各デザイナーと舞台監督といった主要スタッフが決まり、具体的な制作作業が開始される。この創造プロセスで、必要な各段階において舞台、照明、音響、映像などの舞台技術者も参加し、最終段階には公演を行う劇場の舞台スタッフも含め公演が実現する。初演を迎え、公演が繰り返され、さらに巡回公演、時を経ての再演などが行われることも多い。

この公演制作のプロセスを概括すると以下ようになるが、この時間経過は、実演芸術の分野、その公演規模によって大きく異なる。

演劇、ミュージカル、オペラ、バレエなどの新作は、企画発意から作品委嘱、主要スタッフのスケジュール確保、資金調達計画、会場押さえなど3年前ぐらいから着手しないと間に合わない。また、クラシック音楽、能楽、歌舞伎、落語などの伝統芸能は、古典として作品が完成しており、また、演者に作品がレパートリーとして定着している。例えば、能の場合、一日の申し合わせで公演を迎えるし、オーケストラは3日程度のリハーサルで公演を迎えるなど、分野によって時間は大きな相違が存在する。

また、公立文化会館や民間劇場では、自らは公演制作を行う場合はそのプロセスは同じであるが、自らが制作に関与しない貸館や公立文化会館の自主事業の場合、施設側からみると以下のプロセスの④から⑦の繰り返しになる。

【公演制作と公演プロセス】



公演制作は、役割の異なる多様な舞台スタッフ、技術者の専門職域にもとづく役割分担による能力発揮と相互の密接なコミュニケーションにより成立し、その公演の質と安全確保は、個々の能力だけでなくその協働のありように大きく依存している。

この協働の基礎として、全ての舞台スタッフが、公演制作に関わる基本的な知識と技能について共有していることが必要である。

その共通認識として重要なのが、前節で触れた制作者から舞台技術者までの舞台スタッフ全体で作り上げるそれぞれの職種、職域を超えた安全管理体制であり、次に示す公演制作のプロセスに沿った安全作業の基本である。

図表：公演制作過程における役割と責任

公演制作過程	役割	作業
1) 企画	A: 制作者	<ul style="list-style-type: none"> 公演監督、デザイナー、プロダクション・マネージャーの責任者を選定し、安全衛生計画における具体的な役割を示す 公演の企画を立ち上げ、公演を具体化する企画会議を開催する 適切な予算、スタッフを確保する 公演する施設、公演日程を決める 施設や関係部門と製作工程などの責任を明確にした上で、契約を交わす
	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> 芸術面でのコンセプトを決定し、それを各デザイナーに周知する コンセプトに関するリスクアセスメントの概要を明らかにする
	C: デザイナー	<ul style="list-style-type: none"> 予算、施設の条件などを考慮してデザインをする 演出及びデザインに関するリスクを検討する 指定された縮尺での模型または図面を提示する
	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 制作スケジュールを作成し、それに沿って安全を確保する 制作者と公演監督、各デザイナー及び劇場を含む技術者との連絡を取り制作を進めていく そこに齟齬や誤解、行き違いなどないようにする 制作、技術、劇場技術者の責務、責任を明らかにする 各セクションの役割分担を確認する デザイナーより提示されたデザインについて、リスクアセスメントを行う 制作工程を検討するために必要な情報を収集する
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> プロダクション・マネージャー、技術監督または舞台監督に施設の情報を伝える 公演に関する特別な手配等の必要性を検討する
2) 稽古場での稽古	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> 自らのコンセプトをもとに幕割を決める 稽古中の安全を確保する
	F: 舞台監督 (演出助手)	<ul style="list-style-type: none"> 公演監督、プロダクション・マネージャーと共に安全衛生に関する問題を提示する 稽古スケジュールを作成する
3) 公演準備	D: プロダクション・マネージャー	<ul style="list-style-type: none"> 舞台セット他、必要な機材を会場に安全に運び込む準備をする 関係官庁の必要書類を準備する
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 搬入がスムーズにいくように適切な措置を取る
4) 搬入・仕込み	D: プロダクション・マネージャー E: 技術監督	<ul style="list-style-type: none"> 劇場技術管理者とともに、その設備が安全に使用できることを確認する 搬入されたセット、機材が目的にかなう、安全であることを確認する 搬入・仕込み・本番に関わる全てのスタッフが、正しい情報と適切なスケジュールのもとで安全に仕事出来るようにする
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設と施設の設備が目的に合った整備をされ、かつ安全であることを確認する 公演監督、プロダクション・マネージャー、舞台監督、技術監督に対し、施設における安全衛生の取り決めを伝える 公演担当者を任命し、適切な情報のもとで、安全に仕事をしているか確認する
5) 舞台での稽古	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> テクニカル・リハーサルが、リスク管理の方策を探る機会であるということを明確にする
	D: プロダクション・マネージャー E: 技術監督	<ul style="list-style-type: none"> テクニカル・リハーサルを行う テクニカル的な変更、更新、修正など随時行われるアクシデントに対して、関係する人々全員に確認する
	F: 舞台監督 (演出助手)	<ul style="list-style-type: none"> 施設や公演に関する安全衛生の情報を出演者に提供する テクニカル・リハーサル時の演技スペースと関わる人たちの安全を確保する リハーサル・スケジュールを作成、管理する
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> リハーサルが安全に行われているか管理する
6) 公演	B: 公演監督	<ul style="list-style-type: none"> 本番に関する情報、講評、見直しを提示する 公演安全計画が更新されていることを確実にする
	F: 舞台監督	<ul style="list-style-type: none"> 公演中の出演者の安全を確保する
	D: プロダクション・マネージャー E: 技術監督	<ul style="list-style-type: none"> 舞台セットの安全な使い方、メンテナンスの確保
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設および関係者の安全を確保する
7) 撤去・搬出	D: プロダクション・マネージャー E: 技術監督	<ul style="list-style-type: none"> 施設や、スタッフの時間の制約を考慮しながら撤去の予定を立てる 撤去作業が安全に行われるよう管理する
	G: 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> プロダクション・マネージャーや技術監督とともに撤去作業の予定を立て、作業が安全に行われているか管理する

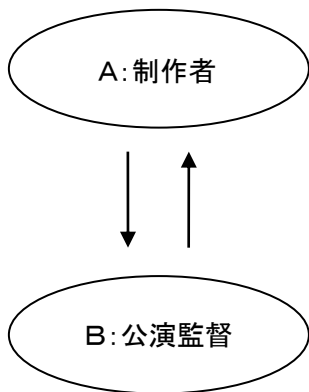
※ 3)～7)の過程では、H：劇場技術管理部門責任者、2)～7)の過程では、I：各部門責任者も役割を負う。

(2) 公演制作過程

1) 企画：稽古場に入るまでの期間

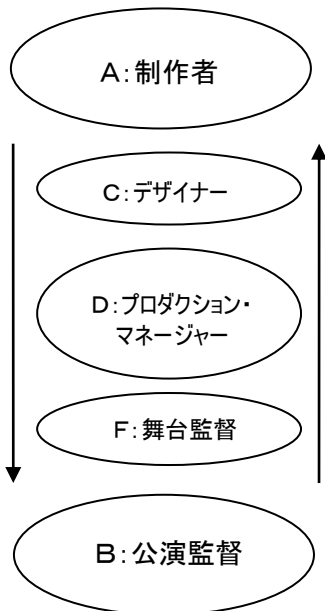
作品のイメージを固め、具体化をしていく上での骨格を決める大事な期間である。制作者と公演監督は作品イメージを各デザイナーに伝え、具体的な模型や絵を製作してもらう。具体化されていくプランを基に、予算配分や全体スケジュールなどを作成する。

A：企画会議：作品の骨格を決める。



- 作品のイメージを語り、企画を立ち上げる。
- 各デザイナー、プロダクション・マネージャー、舞台監督などに打診をする。
- 公演を行う施設、日程を決める。

B：プロダクション・ミーティング：公演監督の作品イメージを各デザイナーに伝え、具体化を行う。



- 美術デザインに基づいた模型や図面を製作する。
- 制作スケジュールを作成する。
- 公演に必要な予算、人員を確保する。
- スタッフ構成表を基に安全管理体制表を作成する。
- 施設側のスペックや特徴を理解してもらう。
- 危険な箇所はないか検討する。

C：契約：公演条件、報酬などを確認して制作者と契約をする。

企画を基に大枠の予算を提示し、各デザイナーやメインスタッフと契約をする。

- 企画会議での条件を基に契約を行う。
 - 経費見積もりのための情報を制作と各デザイナーは確認する。
 - 演目内容、施設名、期間、報酬などを確認して契約を行う。

2) 稽古場での稽古：稽古場～劇場入りまでの期間

稽古については、大きく分けて「稽古場での稽古」と「舞台での稽古」の二つに分けられる。最初にあるのが、稽古場での稽古である。どのようなジャンルの舞台にも、稽古場での稽古、またはそれに相当するものがあるべきである。個別の稽古が、そのスケールによって様々な場所で行われる。読み合わせ、顔合わせ、個別の暗譜稽古など、その形態は多岐に渡る。舞台での稽古については、5)にて記述する。

※初日の2～1ヶ月前

3) 公演準備

稽古場での作業を整理し全体ミーティングを行い、各セクションにて詳細を決定する。その内容について施設側と打ち合わせを行い、安全な作業の準備をする期間である。

3-1) 全体での確認作業

安全な作業をするためには情報の共有が必要であり、他のセクションの作業を把握することは非常に大切なことである。そのために搬入から搬出までの内容について総合スタッフミーティング(KYミーティングを含む)を行う必要がある。

○総合スタッフミーティング

全セクション合同で搬入から初日までのスケジュールを確認する。

- 搬入について
 - 搬入車両のバッテリーやサバキ場所のトラブルなどに注意する。
 - 各セクションの搬入車両を確認する。
 - 搬入の順番を確認する。
 - 各セクションの搬入物のサバキ場所を確認する。
- 仕込みについて
 - 仕込み順が不明確な場合に事故が起きやすいので、十分に確認をする。
 - 吊り込み、立て込みの順番を確認する。
 - 大道具に照明、音響、映像が付属する場合もあるので確認をする。
 - 袖中の状況を確認する。
 - 立て込まれた大道具の格納場所などを確認する。
- 舞台稽古までについて
 - 各セクションの作業がバッテリーしないように確認する。
 - 転換稽古の段取りを確認する。
- 舞台稽古
 - 舞台稽古の順番を確認する。

○各セクションでの詳細打ち合わせ

- 全体での仕込み打ち合わせを最終確認する。
- 搬入車両の台数、時間を最終確認する。

- ・仕込みの方法、順番、機材などを最終確認する。
- ・スタッフの入り時間、作業内容などの最終確認をする。

3-2) 作成する書類関係

○図面関係

- ・舞台装置の平面図
- ・舞台装置の断面図
- ・舞台装置の製作図面
- ・照明仕込み図
- ・音響仕込み図
- ・映像仕込み図

○書類関係

[仕込み作業関係]

- ・吊物表
- ・仕込み手順表
- ・スケジュール表
- ・使用機材リスト
- ・搬入車両リスト（車種、時間）

[公演中関係]

- ・CUEシート

[申請書類関係]

- ・安全管理体制表
- ・会場防災計画書
- ・禁止行為解除申請書
- ・危険物持込許可申請書

※その他必要に応じて作成

3-3) 制作者と劇場技術管理者との打ち合わせ

○仕込み作業についての打ち合わせ

- ・各部門で作成した図面関係、書類関係を施設担当者に提出し説明する。

[吊物表（バトン割り）の説明]

吊物の仕込み方、重量、動作などの説明を行う。

[平面図、断面図、仕込み図面等の説明]

舞台床への固定や移動方法などの説明を行う。

- ・持ち込み機材リストの確認をする。
- ・劇場側の使用する備品リストを確認する。

- 照明部門
 - ・ 仕込み図に基づき、施設の負荷回路数、調光卓のタイプ、照明機材台数と種類、施設を使用する際の条件を確認する。
 - ・ 仮設電源の有無（電源方式・許容容量）、施設特有の安全規定、注意等を確認する。
- 音響部門
 - ・ 客席部分への仕込みの説明を行う。
 - ・ 必要電源容量及び電源コネクタの形状を確認する。
 - ・ 必要な回線を確認する。
- 映像部門
 - ・ 仕込み図に基づき、電源仕様（電源方式・許容容量）、施設特有の安全規定を確認する。
 - ・ 舞台部門、照明部門、音響部門との十分な調整を図る。
 - ・ 客席部分等への映像機材設置の説明を行う。

○公演中についての打ち合わせ

- ・ 公演の概要について説明を行う。
- ・ 施設側に協力を求める転換などの説明を行う。
- ・ 危機発生時の緊急措置の確認を行う。

○消防署関係の申請書類の打ち合わせ

- ・ 禁止行為解除などの書類を説明する。
- ・ 危険物などの保管方法などの説明をする。

○確認事項について

- ・ 張出舞台、客席でのオペレートなど客席部分への仕込みの有無
- ・ 客席形状の変更の有無
- ・ 搬入車両リスト（搬入時間入り）
- ・ 楽屋割り（期間入り）
- ・ 全体のスケジュール表

4) 搬入・仕込み：劇場入り～出演者が入るまで

搬入と仕込みは事故が起きやすい作業なので、余裕を持ったスケジュールを組み、作業の確認を十分に行うこと。

※初日の3週間から数日前

搬入から仕込みの時間帯は複数の作業が同時に行われるので、時間に追われるケースが多く、事故が起きやすくなる。作業全体の注意事項として下記に重要な項目を表記しておく。

※全体での仕込み打ち合わせに基づいて搬入を行う。

・ 共通安全事項

- ・ タイムスケジュールに沿った作業を行うこと

- ・作業前ミーティングの開催
- ・安全指導について
- ・作業の基本について安全装備
- ・搬入手順
- ・床機構を搬入で使用する場合の安全事項
- ・天井、スノコ、フライギャラリー等の危険が伴う作業の安全事項
- ・高所作業の安全事項
- ・脚立での作業
- ・照明ブリッジ、トラス上での作業
- ・吊物の昇降操作の注意事項
- ・可動床動作時における安全事項
- ・暗所作業における注意事項
- ・監視員の配置
- ・**始業前ミーティング (KY ミーティング)**
 - ・危険箇所、スケジュールを確認する。
 - ・各セクションのメンバーを紹介する。
 - ・誰が、どのセクションなのかを確認する。
 - ・搬入の量、順番、サバキ場所の確認をする。
 - ・立掛け禁止の場所もあるので確認をする。
 - ・仕込みの概要を説明する。(スケジュールの確認)
 - ・当日から参加するスタッフもいるので概要を説明する。
 - ・変更・遅延の際の舞台監督を通した連絡体系を確認する。

○仕込み時の安全対策として

- ・動線確保について
 - ・機材を舞台袖等に設置するときは出演者等の動線を遮らない。
 - ・消防設備の稼働を妨げない位置に設置する。
 - ・ケーブル類の接続、固定処理では、周囲の動線を十分配慮して引き回しを行う。
 - ・回線の床固定や観客動線での引き回しは、施設側と十分協議する。
 - ・舞台機構と干渉するケーブル類に対しては、施設側に確認し、安全な処理を行う。
- ・電気事故に関して、短絡・過負荷・感電・漏電を回避するため、負荷容量、配線ケーブルの許容容量、過電流速断機の設置、コネクター、ケーブル、機器のメンテナンス等の運用にあたり、以下の指針等を遵守し行う。
 - ・劇場等演出空間電気設備指針
 - ・演出空間仮設電気設備指針
 - ・取り扱い説明書
- ・信号線等の取り扱い
 - ・照明において世界で最も統一的に使用されている信号は DMX-512 信号（1990 年 USITT 版）である。

その信号ケーブルが長い場合は、信号の減衰やノイズの混入があるので、信号ケーブルの途中にスプリッター等を挿入し信号の増幅とノイズの低減を図る。また、信号ケーブルの終端にはターミネーターを接続する。

- 各部門の同時作業の確認
 - ・ 舞台監督の指示に従い、安全衛生管理下にて作業を行う。
- タワー、イントレ、トラス等の仕込みの注意事項
 - ・ 作業者は高所作業防具を着用し、ライフラインの取付け設備の確認を行う。
- 開き荷物（開き箱）などの収納注意
 - ・ 避難通路口、防火扉、消火栓を塞がない。
- むやみに非常口誘導灯、通路誘導灯を消灯しない。
- スモークマシンを使用する場合は、火災予防条例による禁止行為の解除申請の確認を行う。また、スモークを使用する際には、施設側に確認を行う。
- フライギャラリー、奈落など、舞台から直接目視できない場所へ移動、作業する場合は施設側に必ず連絡する。

○高所作業についての注意

高所からの落下事故防止のため、照明ブリッジ等を含む高所作業においては安全対策を講じ、万全な注意を払う。

- ・ 安全衛生管理者は、高所作業が安全な体制によって行われることを、事前打ち合わせの段階から把握する。
- ・ 高所作業が行われている区域は、必要に応じて立ち入り制限など適切な安全対策をとる。
- ・ 必要に応じて、安全带及びヘルメットを装着させる。
- ・ 大道具作業と高所作業との作業内容の分担を明確にしておく。
- ・ 施設側、スタッフ側の安全衛生責任者の指示に従って作業を行う。
- ・ 工具等に落下防止対策を施す。
- ・ 常に健康管理に気をつけ、体調が不良のときは高所作業を行わない。
- ・ 高所作業中に危険と思われる事態が発生した際には、直ちに作業を中止し、その旨を安全衛生管理者に連絡する。
- ・ 照明ブリッジのように乗り込みでフォーカシングする場合、照明ブリッジ乗降時は安全上必ず作業灯をつける。
- ・ 高所作業台（ローリングタワー等）の使用時には、必ず転倒防止用具を付ける。
- ・ 高所作業台の人が乗ったままでの移動等は、使用作業台メーカーの取り扱い説明書に準じる。
- ・ 高所作業要員は保護帽（ヘルメット）と安全带を装着し、移動時は安全上必ず作業灯をつけ、明るい状態で行う。
- ・ 高所作業時は、高所作業者の指示を優先する。（ラダーコールを守る）
- ・ 高所作業が行われている直下での作業は基本的に行わない。

○暗所作業についての注意

舞台上での作業は、基本的に手元や足元の明るさを確保して行うこと。

- ・フライギャラリーやシーリングなど暗所作業時に作業員が行く可能性がある箇所には、手元明りや足元灯、案内板など注意を促す表示をする。
- ・暗所（舞台袖・ホリゾント裏・舞台装置の部分）などの出演者やスタッフの視覚危険箇所は、蓄光テープや足下灯などを設置して注意を促す。状況によっては作業灯などを調光して、危険の無い明るさで作業を行う。
- ・関係者以外の立入りを制限する。
- ・暗所作業は、複数のスタッフでチームを組み、周りの状況に注意を払って行う。
- ・暗所作業を行う場合、作業前に作業箇所を点検し、作業手順、作業環境を考慮して、安全な状況を確保しておく。
- ・フライギャラリー、奈落など舞台から直接目視できない場所へ移動し、作業する場合には、事前に施設スタッフに連絡をする。

○客席内作業

劇場の客席は観客が鑑賞するために作られた空間である。しかし、舞台演出で使用する場合や、照明、音響などの調整卓を設置する場合など本来と違う目的で使用する場合がある。観客の避難動線と舞台鑑賞の妨げにならないように十分検討をし、そのプランをもとに所轄官庁への使用変更届が必要となる。また、チケット売り出し前に、使用できない座席についても制作者と十分打ち合わせをしておく必要がある。

- ・仕込み時及び仕込み完了時に、制作者及び施設管理者と、客席として除外する部分や設置方法、避難動線などの確認を行う。
- ・張出舞台を作る場合
 - ・観客の避難動線に影響がないように十分検討し、設置する。
 - ・既設の客席や通路などの養生も行う。
- ・照明、音響、映像などのオペレートブースを作る場合
 - ・調整卓を乗せる台は転倒防止など安全を十分検討し、設置する。
 - ・観客の避難動線を十分考慮し、配線を施す。
 - ・観客に近い場所に設置するため、騒音、光など鑑賞の邪魔にならないよう十分に検討する。
- ・大道具（装置）や機材を仕込む場合
 - ・スタンドやイントレなどを利用して仕込む場合
 - ・スタンドやイントレなどを客席床に固定することは難しいので、転倒防止策を十分に検討し、設置する。
 - ・設置の際には床や客席を傷めないように養生をする。
 - ・観客の避難動線に固定用のスタンドなどのベースや機材のはみ出し等がないかチェックをする。
 - ・鑑賞の邪魔にならないよう十分に配慮する。
 - ・配線する場合の注意として
 - ・基本的に避難動線を横切らないように配線する。
 - ・横切らなければならない時は、コード類が重ならないように固定し、踏まれても乱れないようにマ

- ット等で養生を行う。
- ・ 出口付近では迂回フック、通線溝等を利用する。
- ・ 客席形状を変更して使用する場合
 - 既設客席の一部を撤去して栈敷などの別の形状にする場合
 - ・ 避難動線の検証や、各施設の定員数などを検討しプランを立てる。
 - ・ 仮設客席の通路など防災計画に沿ったプランにする。
- ・ 客席を大規模に変更する場合
 - ・ 防災計画に基づく避難計算など専門的な事柄も必要になる。
 - ・ 仮設の客席を作る場合は、栈敷、ベンチ椅子及び客席通路など消防基準に沿った寸法に準拠して製作を進める必要がある。
- ・ 客席扉と防火区画について
 - ・ 各施設の防火区画を十分に理解し演出プランを構成する。
 - ・ 客席扉は基本的に常閉で使用する。
 - ・ 演出効果のため客席から登退場をするケースでも、基本的に客席扉を常開で使用することは禁止されている。開放する場合は、必ず担当スタッフを配置し防火区画を確保する。

4-1) 搬入：大道具や機材などを搬入する

- ・ 搬入車両は、責任者の指示のもと搬入口につける。
- ・ 養生が必要な場合は、シート等を持ち込んで作業をする。

4-2) 舞台機構・大道具仕込み

※ここでの仮設とは常設の舞台機構（バトンや迫など）以外の持ち込み機材などを対象とする。

- ・ 装置は基本的に防災性能が認められたものを使用する。
- ・ 床への固定方法は各ホール、稽古場、練習室において許可する内容が違うので確認をする。
- ・ 安全作業を考慮した安全具を装備すること。

○吊り込み

※施設側の指示に従う。

[電動バトンの場合]

- ・ 特にパネルを起こすときは運転速度に十分注意する。

[幕類の場合]

- ・ 安全に吊り込むことを第一とし、簡単に解ける結び方は避ける。
- ・ チチヒモは飛び飛びではなく全部結ぶ。
- ・ 吊り込んだ後に接触がないか幕の前後を確認する。

[パネルなどの場合]

- ・ 重量物の場合は、バトンの積載荷重範囲内であることを確認する。
- ・ 重量物の場合、吊り点の数も十分に検討する。
- ・ 複数のバトンで吊る場合、スリングやワイヤー等を使用し、バトン同士を固定しない。

- ・吊り上げる前に釘やボルトなど仕込み資材が残っていないか確認する。
- ・ワイヤーなどは破断荷重を守り、細すぎるものを使用しない。
- ・視覚的に気になることを理由に破断荷重以下の細いものにしない。

[仮設バトンの場合]

- ・チェーン・ブロックやウィンチなどを利用して仕込む場合、荷重に対するスペックや分電盤の位置、電源の容量を施設側に確認してから使用する。
- ・エンコーダやリミットスイッチがついていない機器を使用する場合、動作中は突き上げや他の装置などとの接触に注意する。
- ・操作に関しては、施設の操作要員とは違うオペレーターが行うので、アップ・ダウンなど操作手順をしっかりと打ち合わせする。

[フライングを行う場合]

※ここでは、出演者をフライングさせる場合について記述する。

- ・施設側と十分に打ち合わせを行う。
- ・フライングに関するルールやワイヤーなどの仕込みは、専門のスタッフが行う。
- ・出演者はフライングの乗込みや内容などを詳しく聞き、危険なことが無いか確認をする。
- ・施設のバトンの昇降を利用したフライングは禁止する。

○立て込み

- ・施設の床の耐荷重を確認する。
- ・作業にあった安全具及び工具を装備する。

[固定床の場合]

- ・床への固定方法を施設側と十分確認をとる。
- ・パネルなどの立て込みには美術ボタン、照明ボタンの位置を確認した上で、足元をしっかりと固定しパネルに合った筋交いをとる。

[可動床の場合] (引き枠を含む)

- ・転倒防止策を行うこと。
- ・移動する際の力点を十分に検討する。
- ・可動床に道具を立て込む場合は固定床との隙間を維持する。
- ・可動床の動きに注意し、とくにスライディングステージの場合は、床に穴が空いた状態なのか塞がっているのかに十分注意する。

[仮設の迫りや盆の場合]

- ・電源やノイズなどは、この章内の「仮設（持ち込み）で注意すること」を参照のこと。
- ・荷重はスペックの範囲内か確認する。
- ・迫りや盆の隙間を十分に取っているか確認をする。
- ・駆動させるためのモーターなどは、しっかりと固定されているか確認する。

○持ち込みの工具について

- ・電動工具の場合は取り口の容量をオーバーしていないか確認する。

- ・使用の際に粉じんが出るものや、火花が出るものは必ず適正な養生をして使用する。

○仮設（持ち込み）で注意すること

- ・電源について
 - ・施設側と十分に打ち合わせを行う。
 - ・使用する機器の電圧によっては有資格者が結線を行う。
 - ・電気容量については取り口の容量を確認してから使用する。
- ・ノイズについて
 - ・モーターの制御などでインバータを使用する場合、音響に影響を及ぼすケースがあるため、十分に打ち合わせを行う。
- ・養生について
 - ・油圧を利用した装置の場合は、作業中の油こぼれなどに注意して養生をする。
 - ・仕込み中にサンダーなど火花が出る場合は、不燃材などで周囲を養生し火災に注意する。
 - ・水や砂などを舞台演出で使用するときは、最悪のケースを想定して養生を行う。
- ・安全性について
 - ・持ち込まれた機器が十分安全なものか確認をする。
 - ・仕込み、仕掛けが十分安全か確認をする。

4-3) 照明仕込み：照明機材を照明ブリッジなどに吊り込みなどを行う

※搬入と同時にされるケースでも始業前ミーティングに参加する。

○照明ブリッジやサスペンションライトボタンに対する吊り込み作業

- ・照明ブリッジが下限（吊り込み位置）にあるとき
 - ・照明器具の吊り込みに際しては、照明器具本体の固定ネジ及びハンガーやアクセサリ（フィルターホルダー、パンドア、先玉、エフェクト類）との接続部などに緩みがないよう固定ねじの締め付け、落下防止用のワイヤー、チェーンなどの取り付けを確認する。
- ・照明ブリッジを昇降させるとき
 - ・乗り込むときは安全帯を着用し照明ブリッジ内を移動しない。
 - ・作業者といえども真下にいない。
 - ・仮設ケーブルがある場合、昇降に伴うケーブルの介錯を行う。
- ・照明ブリッジが飛び位置にあるとき
 - ・ブリッジ内の作業員は空中での高所作業となるので、作業環境や作業手順等を施設担当者から説明を受け、慎重な作業を常に心がける。また、安全帯を着用し、親綱等にかける。

○それ以外の場所での仕込みについて

- ・器具が客席に直接落下する恐れのある箇所（フロントサイド投光室、シーリング投光室、フォロースポット投光室、バルコニー、照明ブリッジ、客席内照明ボタンなど）の作業では、特に注意を払う。
- ・美術ボタン、タワー、イントレ、仮設トラスなどに対する吊り込みを行う場合は、十分な習熟訓練

を受けた経験者が行い、仮設ケーブルの立ち上げ、立ち下ろしは基本的にバトンと平行に配線する。

- ・仮設電源を使用する場合は、施設側に了解をとる。

○ムービングライトを使用する場合

- ・一般の舞台照明器具と異なり、重量も重く全体の発熱量も大きいので注意をする。
- ・電源環境、周辺温度環境、信号供給環境等諸条件の影響を受けやすいので注意をする。
- ・可動部による周辺部への干渉、照射ポイント等を含め設置場所、設置方法及び設置環境に十分な配慮を必要とする。

4-4) 音響仕込み

音響ブース設置作業、仮設アンプ設置作業、スピーカー設置(吊り込み、積み上げ)作業、回線設置作業などが同時進行となるときは、各作業責任者は他作業および他部門の進行を確認しながら作業を進める。

○機器の床面設置について

- ・スタッキング（積み上げ）の場合
 - ・床荷重の確認を行う。
 - ・転倒防止策を必ず行う。
 - ・十分な作業エリアを確保する。
- ・スタンド立てスピーカーなども必ず転倒防止策をとる。
- ・スピーカー積み上げ等に関連し、ケーブル類の重量と引っ張りによる傾斜荷重を十分に配慮する。
- ・スピーカー設置の安全を施設側と確認し、転倒防止策が不十分であると判断した場合には、施設指定の方式によりワイヤー、ベルト等による安全策を行う。

○スピーカー吊り作業

事前に綿密なプランを立て、シミュレーションを行っておき、現場での試行錯誤に頼らない。

- ・スピーカー吊り上げを行うにあたっては、十分な安全率を見込んだ部材、方法であることを関係スタッフと確認、実施し、昇降の際には、仮設ケーブルの介錯を行う。
- ・照明器具、バトンに吊られた装置等と近接する吊りスピーカーや吊りマイク等は、双方の昇降に際に接触しないよう十分テストして確かめる。
- ・吊りスピーカー設置の調整においては、すべての部材・金具に強い衝撃がかかる危険性の高い「ダウン」操作を避け、極力「アップ」操作で調整する。
- ・吊り下げられたケーブル束の重量と引っ張りによる荷重の偏重や障害に注意する。
- ・美術バトン、タワー、イントレ、仮設トラスなどに吊り込む場合は十分な習熟訓練を受けた経験者が行い、仮設ケーブルの立ち上げ、立ち下ろしは基本的にバトンと平行に配線する。
- ・吊りスピーカー設置作業後、その安全を施設側と確認する。

4-5) 映像仕込み

- ・台車などに乗せて映像装置を移動する場合は、振動などを考慮した固定を行い、機器の転倒、落下などの防止を徹底する。
- ・設営において舞台美術、大道具、照明、音響など各部門との共同作業が必要な場合は、事前に作業手順を確認し、設営の時間等の割り振りに留意する。

- ・持ち込み機器用電源（低雑音電源も含む）及び電源車を使用する場合は、施設側に了解をとること。

○映像装置の吊り込み設置

- ・映像プラン作成において、吊り込み機器の総重量を把握し、バトン等吊物条件など施設側との事前打ち合わせ許容積載荷重及び部分的な積載限度を確認した上、その範囲を超えないように仕込み図を作成すること。（「JATET-M-6030-2 吊物機構安全指針・同解説」参照）
- ・客席上部や映像機器を吊り込みことが考慮されていない場所に吊り込む場合、事前に機器の設置方法を施設側と確認し、安全な吊り込み方を行う。
- ・映像装置の設置に際しては、メーカー指定の吊り金具を使い、指定の方法で行う。また、器具指定の落下防止用のワイヤー、チェーンなどの取り付けを確認する。機器が客席に直接落下及び接触する恐れのある箇所の作業では、特に注意を払う。
- ・映像装置の落下防止用のワイヤーやチェーンは、映像装置の重量に適合したものを使用し、所定の位置に所定の方法で装着する。
- ・映像装置を吊り込み設置する場合は取り付けパイプの径や荷重に適合したハンガーを使用する。
- ・吊りもの機構を昇降させる場合には、施設側と安全確認を行い、仮設ケーブルの介錯を行う。
- ・美術バトン、タワー、イントレ、仮設トラスなどに吊り込む場合は十分な習熟訓練を受けた経験者が行い、仮設ケーブルの立ち上げ、立ち下ろしは基本的にバトンと平行に配線する。
- ・映像装置が舞台装置や幕類などと接触すると破損及び落下や火災を招く恐れがあるので、取り付け状態、間隔には十分に注意を払う。

○映像装置の床・架台設置

- ・映像装置を積み上げる場合は、メーカー指定の方法を用い、メーカー仕様を超える台数を積まない。
- ・映像装置を架台に設置する場合は、荷重に適合したものを使用する。
- ・映像装置を客席内などに設置する場合は、設置方法を施設側と確認し、高温の器具及び排気などが他に影響を及ぼさないよう十分な対策を行う。
- ・演出上映像装置を移動させる場合、機器の転倒、落下及びケーブルの処理に注意する。

○映像装置への配線

- ・ケーブル・延長コードは、許容電流と電圧降下及び供給側遮断器の定格を考慮したものを使用する。また、電気工事士の資格を要する作業は有資格者に依頼する。
- ・ケーブル・延長コードは、落下防止に配慮し、適切な機材で必要な位置に必ず固定する。
- ・床面でのケーブル・延長コード配線は、人の動線を極力避けて行い、マットやテープで安全対策を施す。
- ・作業終了後は、必ず施設側とスタッフ側が共同で安全確認を行うこと。

4-6) タップ合わせ

客席から見て装置、文字幕や照明バトン、スピーカー、映像パネルなどの高さを決める作業。この後の「各場飾り」を行うための基本形を決める大事な作業である。

- ・客席からみて舞台装置の基本タップ及び基本間口を決める。

- ・客席の最前列や最後列も考慮に入れてタップ及び間口の基本形を決める。
- ・基本形に沿って見切れを検討すること。
- ・基本タップにより照明、音響、映像の高さ、前後関係に問題が生じないか確認する。
- ・基本間口により照明、音響、映像の見切れや技術的な問題が生じないか確認する。

4-7) 各場飾り

各場面の飾り位置を確認する。ここの確認が曖昧だと照明、音響の今後の作業に影響を及ぼす。

- ・各場を飾り、見切れや照明の位置関係を確認する。
- ・小道具などを配置して飾りを確認する。
- ・照明器具等の高さ・位置等を確定させる。

4-8) 照明フォーカス

照明機材を目的用途に応じて照射する作業全般をさす。

- ・各場飾りで確認した飾りに対し、照明のフォーカス作業を行う。
- ・上演状態同様に舞台装置等を必要に応じて転換し、照明デザイナー及びチーフオペレーターが指示するスポットライトの方向や照射面の大きさ、輪郭等を作り出すために、暗所、高所において作業を行う。
- ・暗所作業を行う場合、作業前に作業箇所を点検し、作業手順、作業環境を考慮し、かつ他の部門に対して暗くなることを周知して、安全な状況を確認する。
- ・作業終了ごとに、速やかに作業灯を点灯する。
- ・ムービングライトを使用している場合は、動作範囲の確認を行う。
- ・施設に設置されている照明設備を使用する場合は、施設管理者に使用方法等を確認し、状況に応じて協力を依頼する。

4-9) 明かり合わせ（プログラム）

各場面での照明を演出意図及び照明デザインに沿って具体化していく。

明かり合わせは演出家と打ち合わせた CUE 番号にそってシーンごとの明かりを実際に出力して明るさを調整し、シーンの変化の時間などを照明プランナー（デザイナー）のイメージ、プランにて作成する作業である。ここで作成したシーンを調光卓に記憶させる。

- ・むやみに避難口誘導灯、足下灯を消灯しない。（基本的には点灯を保持することが条件である）

4-10) 映像調整

○映像関連

- ・映像調整は映像仕込み作業の要である。映像調整とは、映像装置の設置角度調整・画角調整（フォーカス、ズーム、キーストーン等）・色調整（ブライトネス、コントラスト、ガンマ、色相、彩度等）、画面にノイズが出ていないか等の確認作業をいう。基本的に大型映像装置（映像画面）の調整は、客席や舞台上の照明を全て消して暗所作業になる事が多く、他部門作業との両立が困難である。そのため、タイムスケジュールを遵守し、舞台監督に確認の上、作業を行う。

○中継・収録関連

- ・カメラの運用にあたっては移動範囲の安全確認を十分に行う。
- ・中継や収録関連の調整は、照明フォーカス、明かり合わせ、音出しチェックと調整、サウンドチェック等と並行して行う事が多いので、他部門との協調・作業調整を十分に行う。

4-11) 音出しチェックと調整

音出しチェックは音響仕込み作業の要である。大音量を出すことも、また逆に極端な静寂を必要とする事もあり、他部門作業との両立が困難である。特に大音量でのチェック時は、作業者同士のコミュニケーションを妨げ、危険をもたらす可能性があるため、タイムスケジュールを遵守し、舞台監督に確認の上、作業を行う。

①システム（回線）チェック

- ・回線表・系統図どおりに接続されているか確認する。
- ・トラブルの発生を確認する事が多いので、その際は迅速に対処する。
- ・出力系からマイクを使用しての声や、ピンクノイズなどを使用して確認する。
- ・音響卓や出力系の電源のON/OFFは必ず確認を取り合って行う。
- ・入力系に関しては仕込みの進行具合を見て、スケジュール通り音を出して行うか、ヘッドフォンやトランシーバーを使つてのチェックにするか随時判断する。

②システム・チューニング

- ・各スピーカーの音質調整、音量調整を行う。また、複数のスピーカーによる干渉等を調整し、上演に最適なバランスを創り出す。
- ・継続的に大きな音量で再生する事が多いので、緊急時はすぐに止められる体制をとる。
- ・PA(SR)では、メインのスピーカーだけではなく、F.Bスピーカーのチューニングも重要である。

③楽器・効果音のサウンドチェック

[オーケストラ等の楽器のサウンドチェック]

- ・演奏家を交えて、各楽器の単音チェックを行い、複数の楽器を使う楽曲の演奏では、ハーモニー等の総合的なバランスを確認する。また、モニターバランスやシーティング（ミュージシャンの位置、モニタースピーカーの位置決め）なども同時に行う。
- ・予め設定された時間帯以外での音出しチェックが必要な場合は、舞台監督の了解を得、他スタッフに周知する。

[出演者を交えてのサウンドチェック]

- ・スタッフ、出演者、演奏者への指示を的確に、かつ効率的に作業を進める。その際、音響スタッフが急いで動き回って安全を損なわないように注意する。

[録音された音楽や効果音のサウンドチェック]

- ・再生音を1つずつ再生しながら、バランス(音像)を作つて、音源機器と音響卓の記憶機能等を駆使し、稽古、本番に備えて記録(メモリー)する。
- ・場当たり等の稽古中の音出しは、舞台機構や吊り物操作を行っている時は、安全が確認されてから周囲にわかるようアナウンスしてから開始する。

4-12) 転換稽古

技術部門を中心に流れ及び安全を確認していく。

- ・ 舞台監督の指示に従い、舞台転換の稽古を行う。
 - ・ 照明、音響、映像など舞台監督の指示する順番で転換稽古に参加する。
 - ・ 出演者が入る前に転換及び動線の安全性を確認する。

4-13) 整理整頓及び搬出作業

余剰器材、仕込み材、ケース等の整理整頓

- ・ 施設側及び舞台監督の指示に従い、指定の場所に整理整頓を行う。
- ・ 不要になった物などを搬出し、整理をする。

5) 舞台での稽古：出演者入り～初日まで

これは、プロダクションの規模により、一度しかない場合や、回数を重ねて稽古が出来る場合などがある。どのような場合でも、一度は舞台での稽古をやるべきであり、またそれを怠ることは、舞台での危機管理に重大な損害をあたえる。

まず個別の場当たりが行われ、安全が確保されているかが検証される。演出的にも技術的にも納得が得られた後に、舞台稽古が始められる。

※初日の2週間前から当日

出演者への注意事項として舞台監督の指示のもと、次の事柄を行う。

5-1) 出演者が舞台上がる前の安全確認として

- ・ 出演者の動線を確保する。
- ・ 大道具転換などを考慮して袖中を整理する。
- ・ 照明のスタンドや電源コードなどを整理する。
- ・ 装置の角など動線上で危険な部分については養生をする。
- ・ 動線で暗い部分は足元灯などを仕込む。

5-2) 出演者へのオリエンテーションとして

- ・ 出演者が登場、退場する為の動線を説明する。
- ・ 安全に通れる場所、危険な場所、袖の出入りなどを説明する。
- ・ 大掛かりな舞台転換については実演を交えて説明する。
- ・ 暗転での登退場がある場合は、暗転チェックを行う。

※ワイヤレスマイクとモニタースピーカーの調整

ミュージカルや音楽劇の場合、出演者にワイヤレスマイクを装着することが多く、各出演者の調整を稽古始める前に行う。楽曲にあわせて歌や声でモニタースピーカーの調整を行っておくこと。

各セクションとも出演者が入る前に、作成したデータを舞台稽古に合わせて調整する。

[演劇の場合]

○場当たり稽古

- 稽古場での立ち位置などを確認する。
- 登退場の位置や動線を確認する。
- ・立ち位置の変更やタイミングの変更などに対処する。

○通し稽古

- ・衣裳、メイク付きの稽古を行う。

[オペラの場合]

○ピアノ稽古

- 演出家の演出意図を中心に稽古を行う。
- 稽古場での立ち位置などを確認する。
- 登退場の位置や動線を確認する。
- ・立ち位置の変更やタイミングの変更などに対処する。
- ・ピアノでの通し稽古を行う。
- ・条件により衣裳、メイク付きの稽古を行う。

○オーケストラ付き稽古

- 指揮者の演奏意図を中心に稽古を行う。
- ・オーケストラでの通し稽古を行う。
- ・条件により衣裳、メイク付きの稽古を行う。

○ゲネプロ

- ほぼ公演と同じ状態での通し稽古を行う。

[コンサートの場合]

○ゲネプロ

- ステージ上に照明、音響、映像他を本番と同じ状態にセットしてリハーサルを行う。
- ※キッカケやシーンに関しては、スタジオの通しリハーサルの時に決定、または確認される。
- ・楽器全体のバランスチェック (FOH)
- ・モニタースピーカーのバランスチェック
- ボーカル・ソロ楽器がある場合は、全体の調整後改めてサウンドチェックを行う。
- ・楽曲の部分リハーサル
- ・テクニカルリハーサル
- ・通しリハーサル
- ・曲順に沿って出入り、楽器の持ち替え等を確認した本番通りのリハーサルを行う。

6) 公演：初日～公演終了まで

6-1) プリセット

開場の30分前までにプリセットと以下の安全確認を終了させるようにスケジュールを組むこと。

- ・ 上演開始前に毎日安全チェックを行うこと。
- ・ 各セクションのスタンバイを行うこと。
 - ・ 機構の動作チェックや照明の点灯チェックなど確認作業を行うこと。
 - ・ 大道具や小道具など終演の状態から最初の状態へ戻すこと。
 - ・ 仮設卓と劇場メイン卓との回線確認をすること。
 - ・ シーン記憶が行われている場合は、シーンをランニングさせて確認をすること。
 - ・ 移動する装置に音響や照明機器・映像機器等が仕込んである場合は、ケーブルの養生などの確認をすること。
 - ・ 客席に機器が仕込んである場合は、転倒や落下防止策の安全確認や養生確認をすること。
- ・ 非常口誘導灯消灯の諸注意や避難動線などを再確認すること。

6-2) 上演

- ・ 上演時のアクシデントは、多少のことが発生しても、なんとか上演を続行しようとする「力」が働くので、それが、現場の判断をにぶらせる要素となりやすい。くれぐれも、正しい判断を短時間で下せるよう、仕込み・リハーサル時からの訓練を行う。
- ・ 公演中、最も注意しなければならないことは、リハーサル通りに公演が行われているかどうかであり、もしも、何らかの理由でリハーサルどおりに進行できなくなった場合は、すみやかに対応すること。
- ・ 公演の中断は、舞台監督の判断をもとに行う。
- ・ 公演中止は最終の判断であり、それ以上の事故あるいは二次的災害の発生を防ぐものであるが、同時にそれは、公演とそれに携わるすべての人々（そこには観客も含まれている）にとって、最大のダメージであり、そうならないための処置をとることが、上演に関係するすべての人々に求められる。
- ・ 公演中止の最終決定は、A：制作者が行うべきであり、制作者が公演時に不在の場合は F：舞台監督が代行すべきであるが、その場合、D：プロダクション・マネージャー、E：技術監督、あるいは G：施設管理者の意向を考慮しなければならない。
- ・ 上演は、いたずらに中止すべきでも強引に続行すべきでもなく、それを決定するためには、不在の場合も含む上記の人々の迅速な連絡、そして連携をとる。

※ 緊急時の対応に関しては、p.36（3）を参照

6-3) 終演後の退館

- ・ 主催者は退館時間を守る。
- ・ 翌日の入り時間をスタッフ全体と確認し、施設側に連絡する。
- ・ 変更が必要となった場合、出演者含めて全関係者に伝える体制確認する。
- ・ 客席内、舞台上の機器の安全及び養生などを確認する。
- ・ ケーブルなどが障害物となっていないか確認する。

○電源を落とすときの注意

- ・シーン記憶が行われている場合は、電源を落とす前にデータの確認をする。
- ・冷却運転（クーリングシャットダウン）が必要な機器・装置については、その時間を確保し、特にムービングライト、映像装置の場合は、電源を落とす前に各セクション間で確認し、了承を得てから行う。

○舞台上について

- ・終演後の状態で危険性がないか施設側と確認をとる。
 - ・足元灯などコンセントが抜かれているか確認する。
 - ・禁止行為解除申請がある場合、消火などを確認する。

○楽屋等の諸室について

- ・使用器具のコンセントが抜かれているか確認する。
- ・火気等が放置されていないか確認する。

○技術室（ブース）について

- ・操作卓などの電源が落ちているか確認する。
- ・退室できる状態にしたら施設側に確認を取ってから退館すること。

※公演中にデータを整理して、保管の準備をする。

7) 撤去・搬出：公演終了～劇場退館まで

- ・共通安全事項として次の事項を遵守して作業をする。
 - ・タイムスケジュールに沿った作業
 - ・作業前ミーティングの開催
 - ・作業の基本についての安全装備
 - ・搬出手順
 - ・床機構を搬出で使用する場合の注意事項
 - ・天井、スノコ、フライギャラリ等の危険が伴う作業の注意事項
 - ・高所作業の注意事項
 - ・脚立での作業の注意事項
 - ・照明ブリッジ、トラス上での作業の注意事項
 - ・吊りもの昇降操作の注意事項
 - ・稼動床動作時における注意事項
 - ・暗所作業における注意事項
 - ・重量物の移動等に関する注意事項

7-1) バラシ打ち合わせ

全体でのバラシ打ち合わせに基づいて、バラシ・搬出を行う。

各セクションが一斉に作業を開始するので、仕込み時以上に順番などを確認する。

- ・搬入・仕込みと同様に全体打ち合わせを行う。
 - ・バラシの順番、サバキ場所の確認をする。
 - ・搬入同様、立掛け禁止の場所もあるので確認をする。

- ・全セクションが並行作業をするので作業場所の確認を行う。
- ・バラシの概要を説明する。
- ・当日のみ参加するスタッフもいるので概要を説明する。

7-2) バラシ

各セクションが一斉に作業を開始するので、仕込み時以上に事故が起きやすい。

- ・終演後すぐに作業を開始するケースが多いので、下記の事項に注意する。
 - ・退館時間に間に合わせるために作業を急ぎ過ぎない。
 - ・積み忘れなどを防止するために最終点検を行う。
 - ・作業員はハイテンションになりがちなので安全作業に徹する。
 - ・多数の意見が出やすい作業帯なので、作業責任者の指示の下で行う。
 - ・装置の下の部分など暗い場所もあるので十分な作業灯りを確保して行う。
 - ・バラシ順は急な変更などをせず、打ち合わせどおりに行う。
 - ・搬入機材及び施設備品の数量、形状確認などを行う。
 - ・搬出のトラックや倉庫への収納、原状復帰を考慮して、搬出を行う。

○大道具

公演終了後の作業は、大道具のバラシが最後になるケースが多い。退館時間との兼ね合いもあるが、特にバラシの順序に気を付けること。

・吊り物

[幕類の場合]

- ・他の道具に掛かって破損する場合がありますので、稼動時には十分注意すること。

[パネルの場合]

- ・解体時の倒壊を防ぐため、特に長尺パネルの解体には複数の人数で作業をすること。

・立て込みの道具

※ 作業に合った安全具及び工具を装備する。

- ・仕込み手順をふまえ、倒壊や落下物に注意して作業する。
- ・施設及び備品を破損しないよう注意して作業する。(破損させた場合は速やかに施設側に報告する)
- ・施設及び備品に折れ釘、折れビス、ガンタッカーの芯等を残さない。(除去できない場合は速やかに施設側に報告する)

○照明

[照明バトン (SUSバトン・照明ブリッジ) の場合]

- ・常吊りの位置にスポットを戻す。

[仮設照明システムの場合]

- ・搬入機材の数量、形状確認をする。
- ・搬入機材の整理整頓をする。

[施設照明備品の場合]

- ・施設備品の数量、形状確認をする。(破損した場合は速やかに施設側に報告する)
- ・機材倉庫の整理整頓をする。
- ・安全作業状況の確認をする。

○音響

- ・舞台上、装置の内部に仕込んだ機器類や回線類のバラシを行う。
 - ・各機器の電源の遮断を確認してから行う。
 - ・装置の中や下部などは、暗所あるいは釘などが出ているので対策を十分にする。
 - ・装置の撤去の妨げになるところから作業する。
 - ・仮設物の落下、足下の不具合などに注意する。
- ・スタックして積み上げたスピーカーのバラシを行う。
- ・吊りスピーカーのバラシを行う。
- ・その他のスピーカーや機器類、回線類のバラシを行う。
 - ・他分野との連携や安全確保を十分に行うこと。
 - ・重量物の降ろし作業は危険が伴うので十分に注意すること。
 - ・搬出動線にかかっている回線の撤去は、動線確保のため優先すること。
- ・客席に組んだ音響ブースの解体、機器類のバラシ及び復帰作業を行う。
- ・音響室に持ち込んだ機器類のバラシを行う。
- ・ロビーや楽屋周りに仕込んだ機器類のバラシを行う。
 - ・機材の集積スペースまでの移動での転倒、落下に注意し慎重に行うこと。

○映像

- ・客席側のカメラ撤去にあたっては、諸設備を破損させないように十分に気を付けること。
- ・客席側での作業が多いので安全対策を充分とること。

○電気

- ・仮設電源の ON/OFF は責任の分界点を留意する。
- ・仮設電源の現状復帰をする。
- ・仮設電源使用後のブレーカー確認をする。

7-3) 搬出

持ち込んだ物を全て搬出する。

- ・搬入口の開閉にあたっては、外部の天候、気温差などによって気流の乱れが生じやすいため、舞台作業などの状況のみて施設側に依頼する。
- ・搬出車両は責任者の指示のもと搬入口につける。
 - ・搬入時以上に混雑するケースが多いので責任者は的確に判断する。

- ・養生が必要な場合はシート等を持ち込んで作業をする。
- ・施設を傷つけやすい作業なので必要に応じて養生を行う。

[搬出に迫り及びエレベーターを使用する場合]

- ・荷崩れに注意し積載荷重内に収める。
- ・昇降の際には施設側の指示に従う。
- ・作業エリアに近い場所に迫りがある場合は落下に注意する。

7-4) 原状復帰と退館

搬出が確実に終われ、原状復帰ができていることを確認する。照明や音響機材等の備品リストを参照し数量の確認や、形状や機能に異常が無いか確認をする。

- ・機材関係が所定の位置にあるか確認する。(搬入機材⇔施設備品)
- ・機材の数量及び形状の確認をする。
- ・原状復帰状態を施設担当者と確認をする。
- ・忘れ物の確認をする。
- ・安全装置の状態確認をする。

○機材等を施設側の指定する基本形に戻す

- ・公演で使用したものを施設側の基本形に戻す。
- ・文字、袖幕など吊り位置を変更したものを戻す。
- ・照明機材など吊り位置を変更したものを戻す。
- ・客席など形状を変更したものを戻す。
- ・施設の可動設備を元に戻す。
- ・ゴミは全て持ち帰る。
- ・主催者は退館時間を守るように注意を促す。

7-5) 廃棄処理

保管することが出来ない大道具などを廃棄処理する。

- ・廃棄物を分別してから専門の廃棄業者にて処理を行う。
- ・廃棄後に必要な書類は保管する。

7-6) 保管

再演のために大道具を倉庫に保管する。

- ・長期保管に向かない素材もあるので保管前に確認をすること。

7-7) メンテナンス

使用した機材は基本的にメンテナンスを行う。

(3) 危機発生時の緊急措置

上演中のアクシデントや自然災害などに備えて計画を立てておく。

※緊急時の連絡体制を確認しておく。

事故や自然災害が起こった場合は、速やかに施設、消防、警察に連絡を取り、救急体制を整えるとともに、二次的災害が発生しないよう万全を期す必要がある。主催者は、公演中に緊急事態が発生した場合、公演中断の権限を事前協議の上、舞台監督に委任する。

[稽古場]

- ・特に仮設仕込みの大道具、仮小道具、衣裳などの転倒、落下、破損、火災に注意を払うこと。

[仕込み／バラシ時]

- ・各セクションがそれぞれ高所作業や重量物、危険物を扱っている場合があり、危険を伴うので、事故発生時には直ちに全セクションの作業を中断し、二次災害の発生を防止すること。

[リハーサル／本番時]

- ・アクシデントがあった場合は、直ちにその進行を止め、観客、キャスト、スタッフの安全を確保するとともに、中断後の対応を速やかに行う体制をつくること。
- ・公演中止などの判断を誰が、どこで話し合うのかなど確認しておくこと。
- ・救急車による搬送など動線や連絡体制などを確認しておく。

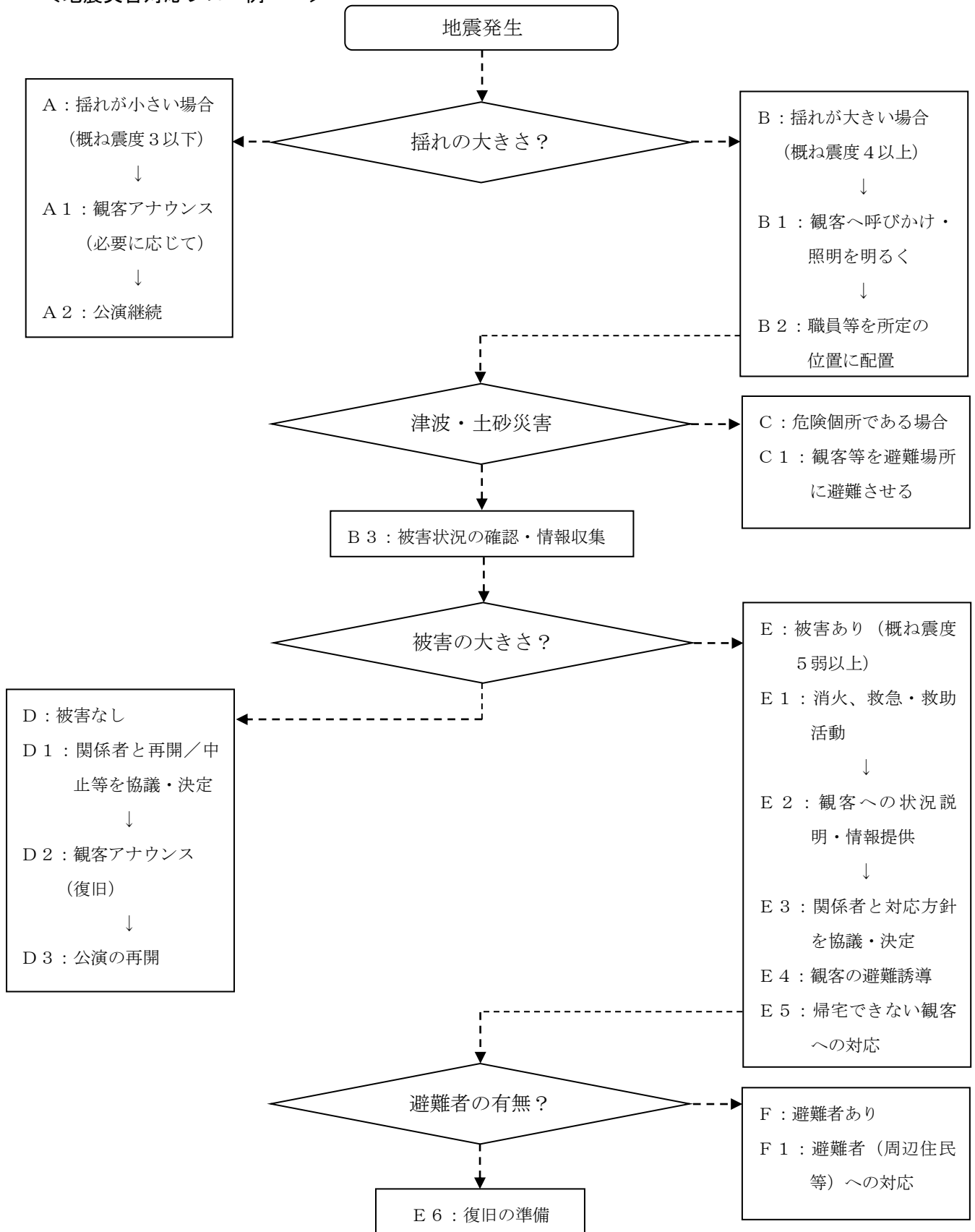
[地震など自然災害の場合]

- ・上演を一時停止して緊急放送を入れるなどの流れをあらかじめ確認しておく。
- ・地震や火事などにおいて自動で音響が遮断されない場合（持ち込みが主の場合）、緊急避難放送が客席で聞えない場合がある。音響遮断の操作の判断が速やかに行える体制を整えておく。
- ・可能な限り大型映像での情報提供の準備が望ましい。

事故後はその原因を調査し、明確にするとともに、事故に関する記録を作成し情報を共有、安全作業への理解を周知徹底することで再発防止を図る。

*次頁に例として「地震災害対応フロー図」を掲載した。

<地震災害対応フロー例 (注7) >



(注7) 全国公立文化施設協会「危機管理ハンドブック」引用

《メモ》